

お客様各位

中央労働金庫

金融円滑化法第7条第1項に規定する説明書類の変更・修正開示について

金融円滑化法第7条第1項に規定する説明書類につきまして、以下のとおり変更・修正開示いたします。

記

1. 第1～第4（対応方針、体制整備等について）の変更について

組織体制変更に伴い、取組み体制における苦情相談窓口をお客様サポート部門に変更いたしました。

	変更前	➔	変更後
貸付条件変更に係る苦情相談窓口	お客様相談デスク		お客様サポート

2. 第6法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）修正内容について

(1) 修正内容

金融円滑化法第7条第1項に規定する説明書類のうち、第6法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）につきまして、平成22年6月末の数値を一部修正しております。

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：百万円)

	(修正前) 平成22年6月末	➔	(修正後) 平成22年6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	<u>10,972</u>		
うち、実行に係る貸付債権の額	7,070		7,070
うち、謝絶に係る貸付債権の額	<u>1,240</u>		<u>1,507</u>
うち、審査中の貸付債権の額	<u>2,116</u>		<u>2,070</u>
うち、取下げに係る貸付債権の額	<u>545</u>		<u>407</u>

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	(修正前) 平成22年6月末	➔	(修正後) 平成22年6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	<u>715</u>		
うち、実行に係る貸付債権の数	468		468
うち、謝絶に係る貸付債権の数	<u>77</u>		<u>89</u>
うち、審査中の貸付債権の数	<u>133</u>		<u>131</u>
うち、取下げに係る貸付債権の数	<u>37</u>		<u>32</u>

※表中下線部分が修正箇所

(2) 修正理由

今回の修正は、集計方法の見直しによるものです。

以上

本件に関する問合せ先

中央労働金庫 お客様相談デスク 電話番号：0120-86-6956（平日：午前9時～午後6時まで）